

令和元年度 第2回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和元年6月19日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

令和元年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 令和元年6月19日(水)
- 開会時刻** 午前11時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 2番 井阪 晴美 4番 井手上 治己 6番 森脇 伸宜
7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可 9番 柳 葵
以上6名出席
- 欠席委員** 3番 梶谷 廣美 5番 西辻 政親
以上2名出席
- 事務局員** 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・谷 愛梨・民農 里英
- 関係者**
- 議事事項** 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第5号 令和元年度全国農業委員会会長大会報告について
その他
- 議事内容** 次のとおり

*****午前11時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員6名、欠席員2名、3番梶谷委員、5番西辻委員です。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。皆さん、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、柳会長につきましては、東京の大会と、またいろいろな会議等で出席いただきまして、まことにありがとうございます。

作植え等、皆さん、終わった時期やと思いますけども、今後の気候とか、また、災害とか、心配はしてるんですけども、まず、御自身の体、まず、身を保っていただいて、今後また、暑くなってくるので、小まめに水分補給とかしていただいて、熱中症予防とか、予防していただいて、貴重な労働力でございますので、皆さん、気をつけてください。

以上です。

事務局（民農里英） ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は2番井坂委員、4番井手上委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長

はい。改めまして、こんにちは。いろいろ令和になっていろんなまた、きのうは地震があったり、いろんな事件が多いんですけど、これから、どうなるかわかりませんが、また、梅雨っていうのに、まだ、こちらのほうは梅雨は入ってませんので、雨のほう、どうなるかわかりませんが、これから、皆さん、頑張ってくださいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（民農里英）

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について。農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。令和元年6月19日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

本案件は、議案3ページに記載のとおり、・・・・番を含む計8筆の相続による農地の権利取得の届け出がありました。申請者の住所、氏名は、・・・・番地、・・・・氏です。

農林水産省令の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付しました。

以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明ございましたが、これについて何か御質問ございませんか。

（「ない」と呼ぶ者あり）

議長

はい。ないようですので、報告第4号については以上といたします。

続きまして、報告第5号「令和元年度全国農業委員会会長大会報告」について事務局より説明お願いいたします。

事務局（民農里英）

報告第5号「令和元年度全国農業委員会会長大会報告」について。このことについて、平成30年度全国農業委員会会長大会に参加したので報告します。令和元年6月19日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

これは会長とともに出席しました事務局の門谷が報告します。よろしく申し上げます。

事務局（門谷佳彦）

全国農業委員会の会長大会の開催で、次のページで、こういうふうなことを提案してやっていきますよということを主にやりました。

内容としては、今までずっとやってるとおり、農地利用最適化の推進、担い手のほか、地域の実情に即した農業振興の対策という中で鳥獣害対策強化であるとか、そういうものがありました。あとは、農業委員会等の整備でネットワーク機構が中心となった予算の確保であるとか、事務局体制の強化など、また、農地台帳を昨年度以降より、前々年度より始まってます農地台帳等の整備、農地情報公開システムのさらなる公開整備などを強化するということと、大会で決議をしてやっております。

その後、各都道府県に分かれて、地元選出国會議員に対する陳情等も行っておるところでございます。
以上です。

議長

私も、今回、参加させてもらいました。いろんな意見とか報告がございましたけど、まあ、こちらの高野町とは、もう全然、かけ離れたことばっかしですんで、いつも思うんですけど、しゃあないなと思って、いつも行きますんですけど、ちょっとでも、聞いて、話の足しとかになったらいいなと思ってますねんけど。また、今後ともまた勉強したいなと思ってますんで、よろしくお願ひします。

これについて、何か御質問などございませんか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

議長

はい。報告第5号については、ないようですので、以上にしたいと思ひます。

きょうは、審議が二つしかないので、ほかに何か、事務局。

事務局（門谷佳彦）

お手元の資料にございますとおり、資料1と参考5と書いてるやつと、もう一枚、一枚物のペーパーがございます。

国では、ことしの5月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律という法律をつくりました。この法律をつくった背景には、昨年度起こりました平成30年7月の豪雨によるため池の決壊による人的被害等が出たと。また、近年に起こる災害において、ため池の法令とかによる管理不足による決壊事故等が全国で数件起きていることに鑑みて、こういう法律をつくりました。

この法律とは何ぞやということでございますと、ため池の現状っていうのは、皆さん御存じのとおり、全国で20万カ所あるとされています。多くは大体、江戸時代ぐらいか、もういつつくったかわからないぐらい古いようなものでいうことで、特に、西日本、瀬戸内のほう、兵庫県は断トツ多いんですが、それに、西日本では多いというところです。平成30年の7月豪雨で全国のため池の緊急点検、本町も実施をいたしました。この中で、以前より、こういうため池の決壊とかがあったんですけど、7月豪雨で全国にこれだけのため池が決壊して広島県か何かで一人亡くなったということ、現状があります。

その点検において、全国のため池、20万個あるうちのため池でデータベースを持っているため池というのは、もともとあるんですが、それが少ないと。今回の緊急点検で、今まで明確な基準がなく

て、基準に当てはめてやっていこうというふうになりました。

調べた中でやると、やっぱり、所有者が不明であるとか、個人であるが、全体の約6割を占めます。地方公共団体、水利組合とかが持っている。管理をしているというのは割合少なくてほとんど個人のため池が多いという現状があります。

この法律は、ここに書いてある目的は、本法律は農業用ため池を適正に管理及び保全することにより農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止すると。ここでいう、農業用ため池っていうのがありまして、農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。

例えば、ここに書いてある大きなため池、そういうものについては、もともと治水とか、そういうこともあるし、ほかの法律があるので、ないですけど、管理者については、農業用ため池の所有権以外の権限に基づき維持する者。所有者も含めたものです。この中の法律でこういう、ため池をさわるときというのは、こういうふうなことをしなさいよと、あります。この法律ができると、こういうふうに国はこうします市町村がもっとつけますとかっていうことをやっていくんです。

高野町の中では、もう一枚、手元に資料が小さいA4、一枚物のすごく細かい書類があります。

このため池なんですけど、今までこのため池、富貴しかないですが、・・・池、・・・池、・・・池という、それぞれの池がございます。この池については、今までは、別に、特段、防災重点ため池という指定にはなっていませんでしたが、今回、新たな7月の全国点検のときに、ある一定の基準がありまして、基準で踏まえて、ため池から100メートル未満の浸水想定区域内に公共施設があるものであるとか、家屋があるとか、そういうふうな状況が基準としてあります。その状況にかかる池が、この・・・池、・・・池、・・・池というふうな、高野町では、この3池が防災重点ため池となりました。

この防災重点ため池になった場合は、市町村としては、浸水想定区域図を作成した上で、浸水想定する区域にあって、もうそういうふうになると、可能性があるから、ハザードマップを作成し、対象する集落及び周辺に配布を行うとともに、きのうのような地震、震度5以上の地震の場合は、このため池三つについては、緊急点検を実施し、被害の拡大がないかどうか、被害がないかという点検があります。

また、この防災池に所有されている所有者の方が、ため池をさわるときは、必ず事前に都道府県の許可は必要になってきます。勝手に木を植えるとか、何するとかっていうこともできない。いろんな制約が出てきます。そういうふうなことがあります。さっきの資料

に戻ってもらうと、それが細かく書いてます。

この法律ができるのと、農業用ため池、ここに載ってないため池ももしあれば、所有者はため池を設置、または廃止、遅滞なく都道府県知事に届けなければならないと。これが法律の中で決められていて、用紙あるので、結構、細かいこと書く用紙なんです。貯水量が幾らであるとか何とかかんとかっていうのがあるんで、多分、一般の人わからんので、うちでわかるんで、ある程度書いてお願いして、届け出を出してもらうと。届け出をする人は届け出の所有者とか使用者、管理者ですね、が届け出事項というのが、こういうふうなことで、ずらずらと書く欄が。場所であるとか、誰の持ち物でしょうかと、管理者は誰ですか、どんな権利がありますか。高野町の場合は、多分、管理者と所有者はイコールだと思いますので、同じ方だと思います。で、県の種類も多分、特段変わってない。その貯水量とかを書いて、法人の定款、もうこんな要らないでしょうけど。こういう土地の登記簿とか位置図、今年度中に市町村として、やらなければならないのは、ため池マップっていうのを作成して、皆さんに公表しなさいよというふうなことを今年度中にしますんで、それはやっていこうと思います。

こういうふうに、どこにありますよという、法律の手続上あって、農業ため池を指定したという、さっきの、うちが防災重点というふうになった基準ですね。例えば、さっきの Ansatz 池なんかは支所があるんです。この100メートルから500メートル区域内に公共施設が支所になります。ほかの二つの池は、一般の家屋が100メートル以内にあるというふうに、簡易な判定ではそうなんですけど、最終的には、浸水想定区域図をつくった上での話になりますけど、浸水想定区域図って、この池が満タンたまって、満タンにたまったときに壊れたらどこまでいってかかっていう区域なので、いつもたまらへんのよっていうんではなくて、最大たまったときには、最大被害がどれだけであるかっていうところでございます。

例えば、こういうため池になると、特定農業用ため池においては、堤体の掘削やコブチ植栽とか、こういうふうな保全に影響を及ぼすのは、知事の許可をとってくださいねというふうになります。恐らく、さわらんと思うんですけど、そういうふうなことが言えますし、なります。これは、法律の概要の中で、こういう、試算って、いわゆるハザードマップっていうのを市町村でつくって、皆さんにお配りをしなければならないですよ。

例えば、修理をするとか直すとかっていうときには、こういう手続をしますんでという動きになります。ちゃんとせやから代執行されるということになってます。こういうことって、あんまり、うちのほうはないんで、あと、ため池を何か、ちゃんとしろよっていう

のに対して、国は、こういうふうな事業っていうのをあります。高野町のほうでも、農業水路等長寿命化・防災減災事業等を活用して、平成32年には、ハザードマップを出す、基準をつくる予定で今、国に対して要望を行っています。ため池マップについては、既存のMIDORI、情報システムというがあるので、それを用いるような形で、今年度中につくれたらなと思うんですけど、当初予算は、補正予算等で対応することを今検討しています。

あと、もう使ってないということで廃止する場合っていうのも、この事業っていうのを使えるので、そういうふうな廃止という場合は、堤体を切り下げて、水が常に流れる状態を保つようにすることが必要になりますので、そういうふうなことをするに対しても補助金、今回、今まで受益面積が2ヘクタールとかすごい大きいところではなかったんですけど、この法律ができることによって、受益面積が小さいところであるとか、そういう単純廃止に関しても、国がお金を出していただける。これは堤高の高さに応じて3,000万までくれますよという感じのものなんですけど。

県と話になってる国のこの事業に乗らなくても、例えば、廃止をするよとなって、小規模なところでも、県の補助事業、単独の小規模土地改良事業というがあるので、それで、廃止の手続きするのに、補助していただけるという話になりますので、その辺を所有者さんも活用させていただければと思いますし、そういうふうな法律になっています。

これがざくっとした説明で、こういう制度が抱負にありますよというチラシがあって、もし担当区の中でため池の所有者さんがおられたら、こういう制度が始まりますと。まだ今、審議してるんですけど、今年中にはなると。届け出が要りますよと。対象になるのは、うちからか県からか、どういうふうな管理をしりませんが、案内を必ずする予定にしていますので、それに基づいて、知事に出していただきます。施行日、指定されたハザードマップをつくって、避難のときの。円滑に避難できるようにしますが、ここにため池があるよと。ため池が壊れたら、自分の家まで被害が来るよっていうことを目に見えるような形で渡すためにハザードマップっていうのをつくるので、それで、地域の住民の方に、何かあったときややこしいなと思うときには、避難していただけるように。

もう一方は、管理者に対しては、こういうふうなことをする場合は、必ず許可が要りますよと。防災工事をする場合は届け出が要りますよと、許可が要りますよというふうになっておりますので、皆さん、これをかた農地区内で、管理者、所有者がおられたら、周知をしていただけたらと思いますし、うちでも、ハザードマップを、浸水想定区域図やら、ため池マップ等で、住民の皆さんに公表してい

ってます。

あと、こっちの小さい資料これは内部資料なので、参考程度に見ておいてください。外にはまだ出さんといてください。

下名迫委員 . . . 池ってどこにあるの。

議長 . . . 。

事務局（門谷 佳彦） そうそう、. . . さんの奥のほうに。

議長 あそこに池ある。あれまだいける、あかん。

事務局（門谷 佳彦） あのね、水たまる状態になつとるんで。要は、水たまる状態になるとやっぱり、何かあったとき決壊したら、その分被害が出るということで、一応、今回、防災ため池の基準に当てはめたら、使っていないですね、見る限りは。

だけど、年に1回は草刈り絶対しとるような感じがありましたので、保全管理はちゃんとしとるみたいですね。

あと、何かあったかな、何の池とか。 . . . 池は、それこそ支所の裏にある池ですね。

そこにありますね。ナソ池も住んではないんだけど、その下流に、. . . さんの家があるので。一応、100メートル区域内に浸水する家屋があります。 . . . 池については、いろいろ使ってるし、管理もしとるんで、さほど心配はないし、そんなにたまるような池じゃないかなと。一番、この三つの中で、. . . 池が貯水量がすごく多くて、決壊すると一番被害が大きいであろうというふうなところなんです。支所もあるし、まあ、堤体、堤高も結構、ほかの池に比べたらかなり高い、堤高あります。実際、いろいろ見る限りでは、大体、常にこんな感じで、下のほうにちょっとたまってなくて、ここにあったような形跡なんで。

井坂委員 大雨降ったときだけですわ。

事務局（門谷 佳彦） そうですね。大雨降ったときも、なかったら一番。

下名迫委員 大雨降ったとき、たまったら怖いで。

井坂委員 そう、それが怖いねん。

事務局（門谷 佳彦） 大雨降ったときに、ここまでたまるという池が一番、癖が悪くて

いろいろと、届け出はしていただかないとだめかなって思いますので、あと、・・・池とか・・・池とか、この辺の所有者の方、担当の方、もしいたら、こういう案内、もしあるよっていうものだけは、直ちに何をしろっていうことじゃないんですけど、ただ、届け出をして、県や市町村や国も全て把握しとけよと。要は、何かあったときに、この池、誰管理してるのっていうふうなことじゃ困るということなので。昔の池なんで。

下名迫委員 ・・・の池ってあったんやけど、これはもう関係ないん。

事務局（門谷 佳彦） ・・・池ってね、見に行ったんですけど、もう使ってない、水はたまってないわ。あと、もう一個、・・・さんとこの上にある、何たら池ってある、・・・池かな。あそこも行ったら、もう水たまれへんほど、堤体もう亀裂。

井坂委員 底抜いてるみたいな感じ。

事務局（門谷 佳彦） 底抜けとるわ、あれ。だから、水たまらんと、池の真ん中に電柱ほどの杉の木、生えてましたね。そこの二池に関しては、見に行った感じでは、特に、危険性のないようなため池かなというふうに判断できるし、あと、さっきのいう、基準の100メートルや500メートル内にかかれへんパターンが、それにあのコウ池は家、500メートル以内にかかりますけど、そもそも水のたまらへん池なんで影響を及ぼさないという判断をしております。

今回は、この3池が一番重要かなというふうに、まだ、ただ、これはうちのデータベース上の中でわかる範囲で調べてるんですけど、いやいや、うちも池持っとるよという人、もしかしたらおるかもしれんのですよね。だから、それがわからないんですけど、ざっとGoogleで見る航空写真上でも、この五つ以外に池はなかったような気しておりますので。それで、済みませんが、また、そういうふうなことがありますので、この法律が施行されれば、そういうふうになります。

また、それは、広報とか回覧とかで回すようにはなるとは思うんですけど、先に、こないだ、県の説明会があったので、農業委員さんに、先に、こういうふうなことを、知っていただいて、あとは、重点ため池というのが高野町にもあるよと。多分、とっていただいている農業新聞の中で、そういうふうな記事は載ってたと思うんですけど。だから、皆さん重点ため池なんて、そんなんないよって思ってると思うんですけど、今回のことで重点ため池っていうのができておりますので、認識をしていただいて、うちもこういうマップ

なんかをつくっていかなあかなということですよ。
以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。
ほかに何か質問など、御意見ございませんか。
どうぞ。

事務局（谷 愛梨）

事務局から、もう一つお知らせがあります。
先ほど、ちょっと、皆さん、話題になっていたんですけど、ことしもホップの収穫祭をやりたいと思います。
去年も参加していただいている方もいると思うんですけども、8月4日の日曜日にことしは予定しております、ぜひ、皆さんに参加していただきたいと思います。
まだちょっと、詳細は、今、詰めているところなので、また決まりましたらお知らせします。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局（谷 愛梨）

以上です。

事務局（門谷佳彦）

一応、主催がうちの実行委員会というところが、実行委員会主催でします。一応、農業委員会、農業委員さんについては来賓という形になりますので、済みません、また、個別に委員会のほうで煮詰まりましたら、案内状を送付いたしますので、お願いします。
あと、富貴の、特に委員さんをお願いしたいことなんですけど、地元の方にも参加していただきたいと思います。去年もちらほら来ていただいたので、ことしも、これがあるよという形の声かけをしていただいて、当日、来ていただけたらなと思っております。場所は前と同じです。ことしは限定にもなるんですけど、クラフトビールとそれにあとジビエの試食もやるというふうに考えております。もちろん、お金は要らないです。ということで、おなかいっぱいまで試食試飲というふうに来ていただくのではなく、クラフトビールってどんなもんよっていうところを思っております。今のところまだ計画しとる案の段階で、はっきり決まってないですけど、高野のほうからも議会の先生も出るんで、その関係で、ほかの一般の方も、富貴は遠いよってなるんで、マクロバスか何かを出すようなことを今、検討してます。細川・花坂からはとりあえず、ここまで来てもらって、役場から来ていただければ利用していただける。ただ、このバスで来られるパターンの方ってというのは、もう最初から最後まで通しておっていただく必要があるんで、途中で抜けるっていうこ

とができないっていうデメリットもあるんですが、その辺、空きがあれば、お申し出いただければというふうに、今は計画をしとる段階で本決まりではないんですけどね。

井坂委員 去年、植えられたところも、連作いけてるんですか、これ。

事務局（門谷 佳彦） うん。連作は問題なくいけてますね。

上田委員 鹿は食べられへんの。

井坂委員 鹿は食べへん……。苦いんかな。

議長 何やろうな、あれ。ネットもはっとらんし。

井坂委員 張ってないよな。

下名迫委員 このビールはどこでつくっとんですか。

事務局（門谷 佳彦） そのビールは、和歌山市内で作ってます。はい。ビール作るのも、皆さん、御存じのとおり、酒造という免許が必要になるので、誰でもつくれませんので。一応、うちのクラフトビール実行、加川は実行委員会というところの中で、ここは、行政と生産する農業法人と、あと、ビールをつくる酒造するメーカーさん。それと、いろんなことを連携する人と、そういうのも入ってますので、この中で成り立つ。将来はね、最終的には、この町で、誰かつくってくれる人ができたらいいよねっていうところに向けてやっています。

井坂委員 あれだけ、そやけど、もとかけて、個人でするっていうのは、やっぱり、補助金って大分出てますの。

事務局（門谷 佳彦） うちからの補助金是一個も出てないですね。別の補助金は多少も出てますね。そやけど、ただ、こんなんつくるとかっていうのは、多分、自己資金でやられてますね。

井坂委員 かなりかかっていると思いますよ、見たら。

事務局（門谷 佳彦） そうですね。去年の風景ですね。去年、こんなん出してなかったんですけど、これイメージと思って……。ほかでもね、ほかの都道府県でもやってるところがありましてね、個人で。その辺がどんなことやってるのかなっていうのをことし、ちょっと教えてもらいに

行こうかなという計画はしとんですけど。今後、いろんな事業活用するなりして、補助金とか。今は、クラフトビールのブームもあるさかいに、割と付加価値は高いような感じですね。実際、それが生活できるかどうかというの、まだわからない……。ぜひぜひ、せっかくありますので、これを機会に伸ばしていけばなど。変わったことせんとね。

井坂委員 そやね。

事務局（門谷 佳彦） うちの町にそんな大根やらキュウリやらつくったところで、産地にはなかなか。

井坂委員 昔は大根、物すごいつくってはったんやけどね。

事務局（門谷 佳彦） だんだん、減りましたね。

井坂委員 そやけど、今はホップが富貴でもできるということが証明されたわけやな。

事務局（門谷 佳彦） そうですね、はい。
他に質問とかないですか。
以上です。

議長 はい。ありがとうございます。
そのほかに、何かございませんか。

事務局（門谷 佳彦） そういった現状に合わせて。済みません。

議長 そういうことですので、またありましたら今後またよろしく願いいたします。

事務局（門谷 佳彦） あとひとつ、来月から農地パトロールが始まります。来月の定例会、皆さん、農地パトロールの資料を配付いたします。例年のとおりでございますが、昨年に引き続き、日当の支払いというのは、今年度もございません。あとは、日数もできるだけ早く上げていただくと助かります。よろしく願いいたします。

井坂委員 去年から、そしたら、担当の場所が変わってますやろ。今までと違う場所、私、回らんなんことになって。

事務局（門谷 佳彦） そうですね、多少ね、変えたりしてましたかね。

井坂委員 ほな、去年と同じとこ。

事務局（門谷 佳彦） 基本は、昨年と同じ担当地区をしていただきます。いや、違うところをしたいっていうことはまた動かします。

下名迫委員 減らしてほしい。

事務局（門谷 佳彦） 減らしていくっていうのは、九州のほうの農業委員会のほうでは、非農地判定というのを農業委員会でやってるというふうなところでございますので、その非農地判定をしていって、残す農地と残さない農地の選別を農業委員会ですれば、必然的に分母が減りますので、調査の対象が減りますので、その仕組みをちょっと、前任、農業委員会のほうは、事務局辻本も行ってましたので、今も在任してますので、その仕組みをちょっと考えていただいて、早ければ今年度中に一回実施をしてみたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

また、来年度が、ちょうど3年たちますので、ちょうど任期満了になります。これをと思い、やめろうというふうな間違った解釈をせずに、そのまま継続していこうということを、また3年間思っただければと思います。

下名迫委員 減らしてほしいっていう意味は、また、ちょっと違うんやけど、自分ら、東富貴のほうと西富貴のとこ調べてこいっていうのは、あんまりわからんのでね。

事務局（門谷 佳彦） その辺ちょっと、ことし、配分するときに考えます。要は、東の人が西行っちゃってわからんっていう話で。ただね、西がね、委員さんおれへんの、どうしても、その辺、負担をしていただいているところが確かにありますので。その辺考えたいと思います。それで、最適化推進員も西のほうでもなれてもない人なんで、次の改選のときに、もし、富貴の人で、最適化推進委員やったら出てみようかなって思うような人、おれば、声かけしといていただいたらいいですかね。やっぱり、地元は地元の人に見てもらうのが一番わかりやすいかなと思いますので。もし、地元の方で誰か、OBになった方でも構いませんし。90とか80とかでここへ来るの、来かねるっていう人はちょっとまあ大変だと思いますので、まあまあ、そういう。皆さんも年をとっていきますので、どこかのタイミングでは交代せ

なあかんと思いますけど、その交代に向けて、今から、後継者を探していただいて、農業者にかかわらず、サラリーマンでも誰でも構いませんので、農業委員会・・・委員さんと、最適化推進員については。できるだけ、前と同じように公募を行う予定です。現職の委員さんは多分、自薦で出していただけるというふうに思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

井坂委員

2番井坂です。前に貸し借りしてあった人のところで、うまくいけへんから、やめとこうかなって言うてはりましたやわや。そやけど、借りる年って決まってますやろ。やっぱり、その間は、つくらんでも、その人が。

事務局（門谷 佳彦）

適正に管理せなあかんですね。要は、例えば、5年借りてますっていうて、3年でやめても、残り2年間は管理してもらいます。

所有者と合意解約した場合は別として、せえへんで置いといて放置っていうのは、だめなので、そういう事案が生じたら、事務局にも教えていただきたいことと、あとは所有者に対して、こら、ちゃんとせえというふうに言うてもらわなあかん。

ほんで合意解約して、貸すほうと借りるほうがもうええよと、返してもらおうよという話になったら、手続さえしていただいたら、大丈夫なんで。

井坂委員

シカの被害あってネットとかちゃんとするって言うてはったんやけどね。レタス植えて、キャベツ植えて、計画はしてはりましたわや。そやけど、大分、頑丈にせな。

事務局（門谷 佳彦）

何か、ふわっと風吹いたら飛んでしまいそうなネットでしたか。

井坂委員

そうそう。

事務局（門谷 佳彦）

無理やなと思って見とんですけど。
そういうのもまたアドバイスでもしたってください。

井坂委員

はい。

事務局（門谷 佳彦）

すみませんが、お願いします。

議長

はい、そういうことですので、よろしく願いいたします。
以上、一応きょうの協議終わりましたけど、もういいですか。何か。

（「ない」と呼ぶ者あり）

はい、そういうことですので、よろしくお願いします。
本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前11時42分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月28日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 4番 _____